

【資料 3】

第 13 回人権文化推進懇話会 資料

企業啓発事業について

京都市人権文化推進計画に基づき、人権文化の息づくまちづくりの構築を目指して、企業に向けた人権啓発を実施し、公正な採用を含む人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すことで、企業の持続可能な成長を支援するとともに、従業員や顧客をはじめとする企業に関わる人々の人権が尊重される取組なども行っております。

1 広報

企業向け人権情報誌の発行（年 3 回）…【資料 3-1】

企業向け人権情報誌「ベーシック」単独号の発行（9 月） 発行部数 10,000 部

人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」との合併号の発行（5 月，12 月）同 約 20,000 部

2 学習機会の提供

企業向け人権啓発講座の開催…【資料 3-2】

企業の経営者層，総務・人事責任者，研修担当者などを対象に年 10 回開催

3 企業に対する啓発文書の送付…【資料 3-3】

（1）公正な採用選考の呼掛け（5 月）

（2）企業内人権啓発推進員の設置依頼（9 月）

4 企業の自主的な啓発活動の支援

人権啓発サポート制度…【資料 3-4】

人権研修の開催など社内啓発活動の推進を支援するため，研修企画・運営相談や講師派遣，資料提供，ビデオ等の貸出しを行う制度

【資料 3-1】企業向け人権情報誌「ベーシック」vol.56（平成 23 年 9 月発行）

平成 23 年度「ベーシック」発行実績一覧

【資料 3-2】平成 23 年度企業向け人権啓発講座実施状況一覧

【資料 3-3】啓発文書（平成 24 年 5 月送付，平成 23 年 9 月送付）

【資料 3-4】京都市人権啓発サポート制度要綱

23 年度企業向け人権情報誌「ベーシック」発行実績

構成	I : 特集	合併号構成	I : 著名人インタビュー
	II : 企業インタビュー		II : 特集
	III : 市等の施策等のお知らせ		III : 企業インタビュー
	IV : 講座の開催案内		IV : 人権マンガ 等
			V : 講座開催案内等各種お知らせ

発行月等	構成	内 容
5月 Vol. 55 【合併号】 [12 頁]	I	水谷 修 さん（児童福祉運動家「夜回り先生」） がんばらなくていいんだよ
	II	京都市国際文化市民交流促進サポート事業の紹介
	III	株式会社ファーマフーズ 「素材」から魅力を見出し、つながり さらなる「縁」と「夢」を生む （従業員 31 名。創業 1997 年。西京区）
	IV	人にやさしい 誰もが利用しやすい お店を増やそう
	V	子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の紹介 「企業向け人権啓発講座」（第 1 回～第 3 回）の開催案内 等
9月 Vol. 56 【単独号】 [16 頁] （∵大震災を受け、 「震災特集」を組み、 平時より 4頁増）		京都市長から皆様へ がんばろう日本！みんなで
	I	東日本大震災への京都市の取組 ～経済等の視点から～ 企業の社会的責任 ～社会と共に持続可能な成長を実現する企業活動とは～
		齊藤酒造株式会社 一人ひとりがタスキをつなぎ皆で創り上げる伝統産業の賜物で、お客さまも社員も幸せに （従業員 90 名。創業 1895 年。伏見区）
	II	伏見区人権啓発推進協議会 協働が更なる気付きと取組を生み、豊かな地域づくりにつながる （構成員：79 企業・6 団体。発足 1992 年。伏見区）
	III	開催案内 ①ヒューマンステージ・イン・キョウト ②和い輪いワークショップ ③京都障害者ワークフェア ④第 26 回国民文化祭京都 2011 ～企業向け人権啓発講座（第 5 回）も開催します！～
	IV	「企業向け人権啓発講座（第 4 回～第 7 回）」の開催案内 等
12月 Vol. 57 【合併号】 [12 頁]	I	尾木 直樹 さん（教育評論家） いろいろな生き方を認め、つながりのある社会を！
	II	きょうと男女共同参画推進プランの紹介
	III	中沼アートスクリーン株式会社 社員は宝。その力を引き出し、磨くことで企業も輝き、お客様の想いに応える“魅力”ある商品を創る （従業員 151 名。創業 1954 年。右京区）
	IV	気づきの旅ものがたり（地下鉄烏丸線沿線）
	V	「企業向け人権啓発講座（第 8 回～第 10 回）」の開催案内 等

京都市23年度「企業人権啓発事業」実績

公正な採用を含む人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すことで、企業の持続可能な成長とともに、従業員や顧客をはじめとする企業にかかわる人々の人権が尊重される取組を支援し、人権文化の息づくまちづくりの構築につなげる。

● 企業向け人権情報誌「ベーシック」の作成・発行（発行実績は裏面のとおり）

年3回(5・9・12月 (5・12月は市民向け情報誌「あい・ゆーKyoto」と合併して)) 約1万部/回 発行 12頁カラー 送付企業:約6千社

● 企業向け人権啓発講座の開催

(1)	回	開催日時	人権重要課題等	概 要	【703名】
	1	6/15 水 13:30 ～15:30	人権全般 (社内人権研修) (共催: 近畿経済産業局)	講演(於:京都市下京いきいき市民活動センター) 若林源基((財)人権教育啓発推進センター参与。元(株)電通人権啓発部長) 「職場内人権啓発のすすめ ～計画や資料の作り方、進め方、PRのポイントを学んで、更に魅力的な企業に～」	【34名】
	2	6/23 木 14:30 ～17:00	女性問題 ワーク・ライフ ・バランス (共催: 近畿経済産業局)	講演・情報交換会(於:京都市男女共同参画センター) 谷口真由美(大阪国際大学現代社会学部准教授) 中村 正(立命館大学大学院応用人間科学研究科教授) 「ワーク・ライフ・バランスを考える ～“仕事と生活の毎日には「理想」も「現実」もある”「現実」の確認から始めよう～」 (1)「女子会」「男子会」講演+情報交換会 ～現状に関する講演を踏まえ、日常の「現実」について本音トークしてみよう～ (2)全体会で各会の発表を聞く～「現実」などについての意見を聞き、考えてみよう～	【33名】
	3	7/20 水 14:00 ～16:30	人権・CSR (共催: 京都商工会議所 近畿経済産業局)	参加型講演・事例発表(於:ハートンホテル京都) 講師・進行役 島本晴一郎(京都文教大学人間学部教授。元京商CSR特別委員会専門委員) 発 表 者 松田健二(日本写真印刷(株)コーポレートコミュニケーション室CSRグループ長) 発 表 者 池内常郎(株式会社 茨木屋 代表取締役会長) 「京から明日へのCSR～チェックしてみよう！大企業・中小企業・あなたの会社～」 (1)講演等「京のCSRガイドライン」について (2)事例発表「CSRの取組について」	【47名】
	4	10/26 水 14:00 ～16:30	基本的な考え方 (共催:京都人権啓 発行政連絡協議会)	講演(於:京都市勧業館「みやこめっせ」) 本課も構成員である京都人権啓発行政連絡協議会*主催の研修会に参加 (1)「人(人間)として生まれて 人として育つために～人間としての権利の主張～」 ＝渋谷千鶴(人権擁護委員) (2)「事業継続計画(BCP)による安全確保、雇用維持、供給責任」 ＝丸谷浩明((財)建設経済研究所研究理事、NPO法人事業継続推進機構理事長(ほか))	【290名】
	5	11/2 水 13:30 ～16:00	人権・CSR (共催:国文祭京都 市実行委員会 近畿経済産業局)	見学+講演・対談(於:京都芸術センター) 講師・対談者 若林卯兵衛(京都府仏具協同組合理事長、(株)若林沸具製作所取締役会長) 対 談 者 渡邊隆夫(西陣織工業組合理事長、第26回国文祭京都市実行委員会委員) 対談進行役 柿野欽吾(京都産業大学理事長、京都市伝統産業活性化推進審議会会長) 「京の暮らしに息づく“伝統産業”に学ぶ ～モノ(物・者)づくりと商いにおいて「当たり前」に果たされてきた社会的責任とは～」 (1)見学:第26回国民文化祭・京都2011「京の暮らしの文化展」 (2)講演・対談	【33名】
	6	11/9 水 13:30 ～17:00	障害者問題 (共催: 巢立ちのネットワーク (教育委員会、障害保 健福祉課、労働局等) 近畿経済産業局)	フォーラム(於:京都市総合教育センター) 本課も構成員の“総合支援学校生徒の就職を支援する「巣立ちのネットワーク」” 主催フォーラムに参加「企業での雇用事例等紹介、関係機関の取組事例紹介、総合 支援学校取組・卒業生就業体験等を通じ、障害のある市民の雇用について考える」 大口孝雄(㈱ジーエス・ユアサ ビジネスエージェンシー取締役社長)、 柴田みどり(京都障害者就業・生活支援センター主任) 他	【42名】
	7	12/9 金 13:30 ～17:00	外国人問題 (共催:市国際 交流協会 近畿経済産業局)	ガイダンス(於:京都市国際交流会館「kokoka」) (財)京都市国際交流協会の外国人留学生ジョブフェアの「ガイダンス」を共催し、開催 「外国人留学生と企業のためのガイダンス 多様なグローバル人材と生む Win-Winな就労！」 (1)外国人留学生の就職状況 ―留学生の就職相談に携わる立場から― 野澤和世(ランスタッド株式会社 グローバル人材雇用コンサルタント) (2)グローバル人材への期待 ―企業採用担当者から― 高宮秀樹(㈱村田製作所人事部主任) (3)就活と就職、そして就労について考えること ―先輩留学生から― 蘇婉琦(ローマ(株)調達部社員、中国籍)	【28名】
	8	1/26 木 15:00 ～17:00	障害者問題、 人権問題全般 (協働: 人材活性化推進室)	講演[参加型](於:御池創生館) 竹中 ナミ(社会福祉法人プロップ・ステーション理事長、NHK経営委員(ほか)) 「チャレンジの社会参画を促進する竹中ナミさんと考えよう！ 各々が力を発揮し、支え合って構築する「ユニバーサル社会」の実現に向けて」	【24名】
	9	2/11 土 13:30 ～16:30	同和問題 等 (共催: ふしみ人権の集い 実行委員会)	地域の取組に参加:第17回ふしみ人権の集い 「人権文化の町をひとりひとりの心から」をテーマに地域の企業(100社弱)・学校・区民・行政が手を携え 取り組んでいる“集い”を通して、人権問題についての意識を高めるとともに、地域社会の一員としての 企業の在り方について考える。 記念公演:和紗 & FDFダンスサークル	【34名】
	10	3/7 水 13:30 ～15:30	基本的な考え方 (共催:近経局、 後援:京大こころの 来研究C、京都商工 会議所)	講演(於:京都大学百周年時計台記念館) カール・ベッカー(京都大学こころの未来研究センター教授(ほか)) 「東日本大震災からもうすぐ1年 改めて考えよう。生と死を見つめ、今を大切に生きるために」	【138名】

企業，事業所等
代表者 様

京都市長 門 川 大 作

担当：文化市民局人権文化推進課
企業啓発担当 Tel(075)366-0322

人権尊重を基盤とする活動の推進に向けて

新緑の候，貴社益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は京都市政の推進に格別の御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

昨年は，東日本大震災，その後関西で猛威を振るった台風等の自然災害により，多くの尊い命が失われました。企業の皆様には，各種支援に御尽力いただくとともに，現在直面している困難に果敢に立ち向かっておられますことに，心から敬意と感謝の意を表します。

私は，被災者の人権を大きく揺るがした災害を機に得た「気付き」を風化させることなく，京都の皆様の人間力を結集し，今なお続く厳しい社会経済状況を乗り越え，新たな時代を創っていけると確信しております。そのために，多様な考え方や生き方が迎え入れられ，個性と能力を十分に発揮でき，日々の交流の中からひとりひとりが尊重され，より豊かな人間関係が育まれる豊かな社会の構築に向け，“はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン(京都市基本計画)”を皆様と共に進め，全市的な取組に努めているところです。

皆様におかれましては，憲法で保障された基本的人権，職業選択の自由の趣旨に照らし，応募者の人権を尊重した公正な採用選考を実施していただくなど，人権尊重を基盤とする活動の推進に向けて，以下の項目に，一層積極的に取り組んでいただきますよう，お願いいたします。

- 1 経営理念に「人権の尊重」を位置付け，人権尊重の風土づくりに努めましょう。
- 2 適正な従業員採用選考システムを確立し，応募者の適性，能力に基づく公正な採用選考を実施しましょう。
- 3 人権問題に関する研修等を実施し，人権が尊重され，従業員がいきいきと能力を十分に発揮して働くことのできる職場づくりを推進しましょう。
- 4 これらの取組の中心的な役割を担う「企業内人権啓発推進員」について，まだ設置されていない企業においては，早急に設置していただくとともに，「企業内人権啓発推進員」が積極的に取組を進められる環境を整えましょう。

お知らせ

**公正な採用選考をはじめとする
人権尊重を基盤とした活動を行うとともに
「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いします。**

企業が人権尊重を基盤とする活動を行うことは、経営活動を支える従業員をはじめ、ひとりひとりが安心安全な環境の下、能力を十分に発揮して企業と関わることとなり企業の持続可能な成長につながるとともに、企業が社会の一員としてその責任を果たすうえでも大変重要なことです。

京都人権啓発行政連絡協議会(※)では、従業員 30 人以上の企業に対し、従業員の公正な採用選考の実施、人権の尊重に配慮した職場環境づくりなど、人権問題の解消に向けた取組を推進していただくため、「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いしています。また、当協議会では、企業対象の研修会の開催をはじめ、各種資料の提供など、推進員の方々を支援する体制を整えています。

このような趣旨を御理解いただき、まだ設置されていない企業におかれましては、人事・労務等担当の責任者の方から推進員 1 名を選出していただき、人権尊重を基盤とする活動の推進に向けて、さらなる取組を行っていただきますようお願いします。

新たに人権啓発推進員を設置されたり、変更があった場合は、京都地方法務局人権擁護課[Tel (075)231-0131]まで御連絡ください。

※ 京都人権啓発行政連絡協議会とは

京都を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

〈構成機関〉 京都地方法務局・京都労働局・近畿財務局京都財務事務所・近畿農政局
近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市

平成23年8月19日

企業代表者様

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】 京都地方法務局 近畿財務局京都財務事務所
京都労働局 近畿農政局 近畿経済産業局
近畿運輸局 近畿地方整備局 京都府 京都市

企業内人権啓発推進員の設置方について（御依頼）

晩夏の候、貴社におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、人権擁護活動に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国・地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務を有すると規定されています。この法律に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように、人権に関わる啓発活動が展開されているところであります。

しかしながら、社会には今なお同和問題など様々な人権問題が存在するとともに、国際化の進展や人々の価値観の多様化に伴って、インターネットによる人権侵害などの新たな問題も生じております。

当協議会におきましては、このような状況を厳しく受け止め、企業対象の人権研修をはじめ、人権擁護思想の普及・高揚に向けて、今後、取組を一層強化して参る所存であります。

つきましては、企業の皆様方におかれましても、国民の責務として、また企業の社会的責任を果たすという立場から、従業員教育のための研修や公正な採用選考等をはじめとする人権問題の解決のための取組に、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

特に、企業における具体的取組の一環として、同和問題をはじめとする人権問題の啓発活動を推進していただくため、従業員30人以上の企業を対象に「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いして参りましたが、未設置の企業におかれましては、この趣旨を御理解いただき、人事・労務等担当責任者の中から「人権啓発推進員」1名を早急に設置していただきますようお願い申し上げます。

なお、新たに人権啓発推進員を設置いただきました際、及び既に設置されている人権啓発推進員を変更された際には、お手数ながら別紙により、下記機関まで御送付くださいますよう併せてお願い申し上げます。

また、人権啓発推進員について分からないこと等がございましたら、お気軽に下記機関まで御連絡ください。

記

送付先

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

京都地方法務局人権擁護課（FAX：075-222-0836）

お問い合わせ先

京都地方法務局人権擁護課（電話：075-231-0131）

京都労働局総務部企画室（電話：075-241-3212）

京都人権啓発行政連絡協議会とは

京都府内を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市で構成されており、京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に資するため、相互に連携・調整し、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

【 構成機関 】

京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局
近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市

京都市人権啓発サポート制度実施要綱

(目的)

第1条 日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を築いていくために、市民や企業等が人権問題について、自主的に研修等を行う場合に、その取組を支援することを目的として、「京都市人権啓発サポート制度」（以下、「人権啓発サポート制度」という。）を運用する。

(事業の実施方法)

第2条 人権啓発サポート制度は、市民や企業等からの研修・啓発に関する相談に応じるものとする。
2 依頼に応じて講師の派遣、資料等の提供及びビデオ等の貸出し等を行う。

(利用対象)

第3条 人権啓発サポート制度は、市内に在住、勤務、又は通学する者、若しくは京都市内に所在する事業所等（以下「団体等」という。）が利用できるものとする。ただし、第1条に規定する制度の目的に反するもの及び政治、宗教活動、又は営利を目的とするものを除く。

(申込み)

第4条 利用者は、実施予定日の1箇月前までに文化市民局市民生活部人権文化推進課（以下「人権文化推進課」という。）に来庁又は電話で申し込むものとする。申込みを受けた人権文化推進課は京都市人権啓発サポート制度申込書（第1号様式）に記入する。

(派遣者等の調整)

第5条 講師の派遣が必要な場合、人権文化推進課及び関係課は協議のうえ、講師を選定する。
2 10人以上が集まるものを対象とする。
3 講師派遣の日時は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時とする。（祝休日、年末年始を除く。）
4 関係課とは、別表に定めるものとする。
5 講師の選定に当たっては、京都市職員以外の外部講師を紹介することがある。

(講師派遣の通知)

第6条 人権文化推進課は、第4条による申込みがあった場合において、前条により講師を選定したときは、その旨を利用者に通知する。

(会場の設定及び講師の派遣等に係る経費負担)

第7条 会場は京都市内とし設定は利用者が行い、使用料その他会場の設営に要する経費は利用者が負担するものとする。
2 外部講師の派遣や資料等の提供に伴い費用が発生する場合、その経費は利用者が負担するものとする。

(結果報告)

第8条 人権啓発サポート制度を利用した団体等は、その結果について、実施結果報告書（第2号様式）を関係課を通じて人権文化推進課へ提出するものとする。

(庶務)

第9条 人権啓発サポート制度に係る事務は、人権文化推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、人権啓発サポート制度の実施に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から実施する。

別表

局 課 名
総合企画局国際化推進室
文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
文化市民局市民生活部くらし安全推進課
文化市民局市民生活部人権文化推進課
保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課
保健福祉局生活福祉部地域福祉課
保健福祉局子育て支援部児童家庭課
保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
教育委員会生涯学習部